

狛江市における「地域ケア会議」ガイドライン
(2017年度修正版)

平成29年12月

狛江市

1. 地域ケア会議の定義、法的な位置づけ

狛江市(以下「市」)では、多様な生活課題を抱えている高齢者が、地域で安心して自分らしく生活できる環境づくりを進めるため、介護支援専門員(ケアマネジャー)等への個別支援や関係機関・団体等の連携体制の構築を通じて、介護支援専門員等が包括的かつ継続的な支援を行いやすくする「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」を実施しています。

地域ケア会議は、この「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」をより効果的に実施することを目的として、介護保険法第115条の48の規定により市町村が設置に努めるべき会議となっています。そして、その中身は「介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体」により構成され、「支援を必要とする被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行う」とともに「支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う」ものとされています。

2. 地域ケア会議の目的

上記の位置づけを踏まえ、狛江市では、地域ケア会議の目的を以下のとおり設定します。

- ① 多職種で個別のケアマネジメントを検討することによる質の向上
- ② 個別支援を通じた地域課題の把握、共有及び解決
- ③ 高齢者福祉に関わる機関、団体等のネットワーク強化

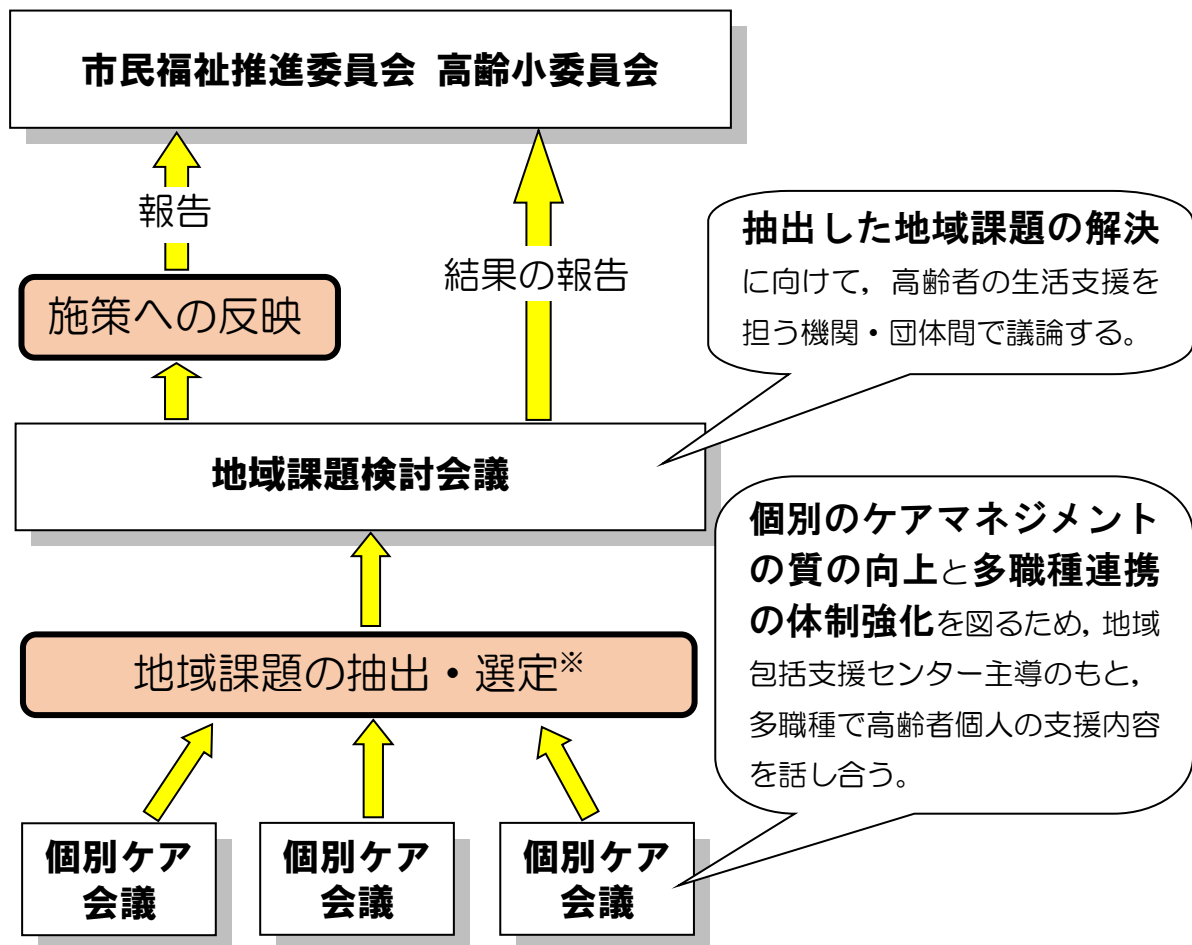
3 地域ケア会議の構成

上記目標を踏まえ、狛江市では、以下の会議体により地域ケア会議を構成することとします。

会議体の名称	目的	内容	メンバー	運営主体
個別ケア会議	① 個別のケアマネジメントの質の向上 ② 地域課題の把握、共有 ③ 関係機関、団体等のネットワーク強化	高齢者個人の支援内容について多職種で検討	運営主体の判断で招集。直接本人の支援に携わっていない者も招集可能。 例えば、行政・医療職・介護専門職・リハビリ専門職・民間企業・警察消防・家族・住民・社会福祉協議会など	地域包括支援センター
地域課題検討会議	① 個別ケア会議等から抽出した地域課題の共有及び解決 ② 関係機関、団体等のネットワーク強化	関係機関、団体等で地域課題の解決に向けた意見交換	○生活支援コーディネーター ○生活支援等のサービスを提供する事業者、団体等(ボランティア活動も含む。) ○狛江市民生委員・児童委員 ○地縁組織関係者 ○医療に従事する者	市 (高齢障がい課)

			○介護支援専門員 ○居宅サービス事業所 ○地域包括支援センター ○狛江市社会福祉協議会 ○市職員 など	
高齢小 委員会 (市民福祉推進 委員会部会)	結果の共有	地域課題検討 会議の結果、 施策への反映 等について 報告を受ける	○学識経験者 ○福祉施設、団体関係者 ○介護サービス事業者 ○介護保険推進市民協議会委員 など	市 (地域福祉課)

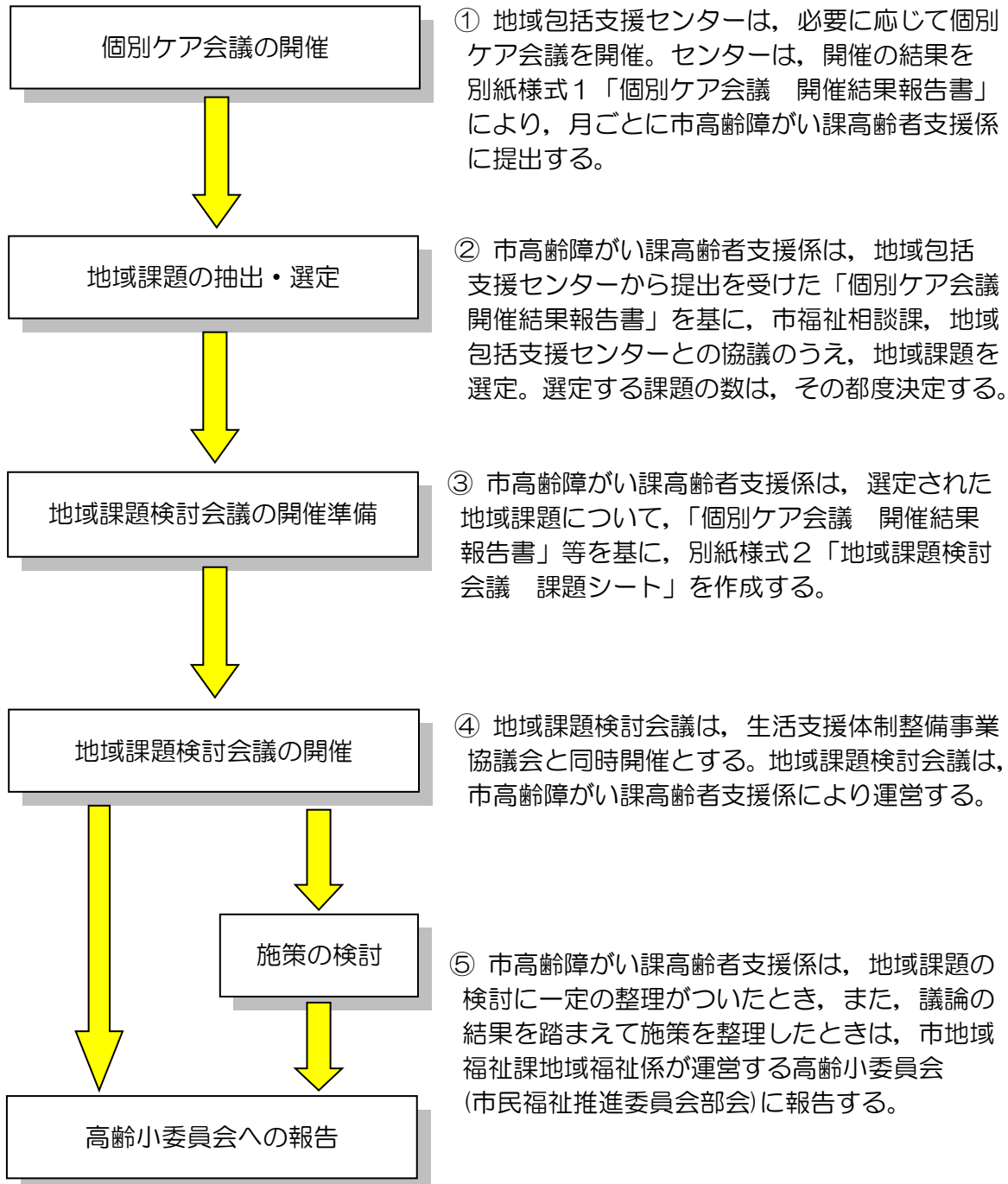
○ 地域ケア会議の体系イメージ



※ 抽出する地域課題については、個別ケア会議から上がったものに限らず、市や地域包括支援センターが業務の中で感じている課題についても対象とする。

4. 運営の流れ

地域ケア会議の運営の流れは、以下のとおりとします。



5. 介護支援専門員との情報共有

地域ケア会議は、介護支援専門員を支援するツールであることを踏まえ、個別ケア会議、地域課題検討会議の結果、進捗については、介護支援専門員に対し定期的に情報提供することとします(個人が特定される情報は除く)。

6. サービス担当者会議との相違点

地域ケア会議と同様に、高齢者個人の支援に携わる者が参加し、支援内容を話し合う会議として「サービス担当者会議」がありますが、地域ケア会議との違いは以下のとおり整理されます。

項目	地域ケア会議(個別ケア会議)	サービス担当者会議
開催主体	地域包括支援センター	介護支援専門員(ケアマネジャー)
目的	○個別のケアマネジメントの質の向上 ○地域課題の把握、共有 ○関係者、団体等のネットワーク強化	○サービス内容の検討、調整等 ○サービス利用者の状況などに関する情報共有
参加	運営主体の判断で招集。直接本人の支援に携わっていない者も招集可能。 例えば、行政・医療職・介護専門職・リハビリ専門職・民間企業・警察消防・家族・住民・社会福祉協議会 など	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人、家族等
内容	○高齢者個人の支援内容について多職種で検討	○サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有 ○当該居宅サービス計画原案の内容に関する専門的見地からの意見聴取

7. 個人情報の取扱いについて

地域ケア会議では個人情報を取り扱うこととなりますが、個人情報の保護に関する法律及び狛江市個人情報保護条例により、地域ケア会議における個人情報の提供(共有)については、本人の同意を得ることを前提とします。

一方、支援の必要性が極めて高いにもかかわらず、さまざまな状況により本人の同意が得られないことも想定されますが、そのような場合の個人情報の取扱いについては、法や条例の趣旨を適切に解釈したうえで、個人情報の保護と地域包括ケアによって生じる本人の利益のバランスを慎重に見極め、対処していくことが求められます。

なお、法及び条例により、本人の同意がなくとも収集した目的の範囲を超えて外部に提供できる場合として、以下のものがあります。

- ① 法令、個別の条例等に特別の定めがある場合(高齢者虐待防止法等に基づく、生命又は身体に重大な危険が生じている虐待を発見した場合の通報等)
- ② 市民の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で緊急かつやむを得ないと認められるとき 等

また、会議に参加する関係者は、正当な理由がなく会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(介護保険法第115条の48第5項)ことから、会議の参加者に対しては、この規定の厳格な着実な意識づけを行います。

個別ケア会議 開催結果報告書

■開催日時 年 月 日 時 分～ 時 分

■開催場所 ■担当地域包括支援センター
あいとぴあ こまえ正吉苑 こまえ苑

■出席者

概 要	独・高・他 / 年齢 歳 / 男・女 / 介護度
	【個人因子】健康状況やADL / IADLのポイント
	【環境因子】家族・近隣環境・住環境・経済環境
	【その他特記事項】
課 題	
当面の対応 (役割分担)	
残された課題 地域で共有し たい課題	
上記課題の解 決に向けて出 された意見	

